

高知工業高等専門学校企画委員会規則

制 定 平成 26 年 2 月 20 日

一部改正 令和 4 年 3 月 17 日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来構想に係る事項
- (2) 中期目標、中期計画、年度計画の企画及び立案
- (3) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 副校長（研究担当）
- (5) ソーシャルデザイン工学科長、基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長
- (6) 事務部長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(委員以外の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 前項のワーキンググループに必要な事項は、別に定める。

【コース再編検討WGを制度化する場合は第6条を、WG規則を新規制定する場合は第6条第2項までを定める必要あり。】

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校リエゾン・企画委員会規則（平成10年3月5日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月3日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。